

那須塩原市農業委員会

第38回総会議事録

令和8年7月17日(金)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和8年7月17日（金）午後1時30分～午後2時30分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	槌江 栄作	〃	16	菊地 瞳
〃	5	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号10番 月井 喜美郎委員、11番 岡本 利江委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 4) 議案第4号 令和9年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項(案)の承認について
- 5) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 6) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	福田 博昭	主任	君島 瑞季
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	松本 里津子		

8. 傍聴人 なし

《会議内容》

議長

ただ今より、那須塩原市農業委員会第38回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、おりません。
全員出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則 第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することで御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号10番 月井 喜美郎委員と11番 岡本 利江委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員

議案第1号、番号1番について報告します。

農地を贈与する申請です

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、7月6日、午後1時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より南西へ約940メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った経緯は、申請人が隣接する農地で唐辛子等の栽培をしておりますが、連作障害を受け、考えていたところ、譲渡人から所有する農地を管理できないので利用してもらえないだろうかと話があり、申請人としても隣接地なので都合が良く、今回の申請に至りました。

譲受人が所有する農地の利用状況は、現在、土建業を営んでおり、水田は隣人に栽培を依頼し、畑は産直用野菜、唐辛子を栽培しておりますが、将来は、野菜栽培を広め、産直を中心に広めていきたいと話しております。農機具はトラクター、管理機、保冷庫を所有し、家族3名で従事するとのこと。

申請地の耕作予定は、カボチャ、唐辛子等野菜を輪作をしながら栽培したいと話しております。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、斎藤 栄委員の報告を求めます。

斎藤 栄委員

議案第1号、番号2番について報告します。

農地を賃借する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、7月2日、午後4時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、道の駅湯の香しおばらより南西へ約200メートルに位置しております。

賃借人が申請に至った経緯は、賃借人は7年前から福島県の南会津町において、温室ハウスにおいてトマト栽培をしておりますが、約2メートルの積雪がある豪雪地帯であることから、雪の少ない地方への農地を探していたところ、本農地と出会ったということでもあります。

賃借人が所有する農地の利用状況は、現在、福島県の南会津町においてトマトを温室ハウスで70アール作付けしております。

	申請地の耕作予定は、トマト、ミニトマトを温室ハウスにおいて栽培するということです。
	調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
	また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号2番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、斎藤 栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
金田 廣衛委員	番号3番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。
	議案第1号、番号3番について報告します。
	農地を売買する申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	調査は、7月10日、午後5時頃、申請地で代理人から行いました。
	申請地は、那須塩原市立三島小学校より北へ800メートルに位置しております。
	譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は、もともと出張族で地元に住居して居ないこと、申請地が譲受人の隣接地であること、譲受人の現状もしっかり作付け管理が出来ていることから申請に至りました。
	譲受人が所有する農地の利用状況は、耕耘機と草刈り機を所有しており、キュウリ、ナス、トマト等を栽培しております。
	申請地の耕作予定は、キュウリ、ナス、トマト、唐辛子、さつまいも、かぼちゃ等を作付けするとのことです。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
	また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号3番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	番号1番について、君島 良一委員の報告を求めます。
君島 良一委員	議案第2号、番号1番について報告します。
	売買により一般住宅として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より北へ約550メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、現在アパートに住居しておりますが、将来の家族構成を考えると、手狭な状況であるとともに、親のことを考え、実家に近い場所を探して、また教育、日常生活環境が良好である利便性の良い申請地に一戸建て住宅を建築するものでございます。
	申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。
	本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
	上下水は市の施設を利用し、雨水排水は地下浸透にて処理します。
	周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。
	なお、転用に先立ち農振除外が完了しております。
	現地調査は、7月14日、午前9時5分頃に行いました。

議長	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
月井喜美郎委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。
議長	議案第2号、番号2番について報告します。 売買によりアパートとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 西那須野駅より北東へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、アパートの建築用地を那須塩原市内で探していたと、農地での耕作管理が困難となった本申請地について譲渡人から了解が得られたため、申請に至りました。譲渡人から農地法について十分理解せず、砂利を敷いて利用してしまいました。以後このようなことが無いよう農地法を遵守いたしますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は地下浸透にて処理します。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、7月14日、午前9時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 松本農地係長	番号2番について、事務局から補足願います。 番号2番について補足します。 本件は、都市計画法の許可も必要となることから、指令書の交付は、都市計画法の許可日の同日になります。以上です。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
白井 通委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番及び4番について、白井 通委員の報告を求めます。 議案第2号、番号3番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、接骨木自治公民館より南へ約830メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、借人は、現在家族3人で借家に住んでいますが、今後家族が増える予定で、今の家では手狭になることから、実家の最寄りの土地を探し、貸人と合意が得られたので、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に、一般住宅を建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 なお、転用に先立ち農振除外が完了しております。

白井 通委員

現地調査は、7月14日、午前9時50分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
続きまして、議案第2号、番号4番について報告します。
売買により宅地分譲として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立三島小学校より西へ800メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲受人は、不動産の売買及び建設業を主体とする総合不動産業ですので、今回の申請地においても、宅地分譲販売を計画しました。学校や商業施設、幹線道路が近いことから、住宅需要が高いと考え、今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に宅地分譲をする内容となっています。
上下水は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。
周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。
現地調査は、7月14日、午前10時15分頃に行いました。

議長
松本農地係長

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
番号4番について、事務局から補足願います。
番号4番について補足します。
本件は、都市計画法の許可も必要となることから、指令書の交付は、都市計画法の許可日の同日になります。以上です。

議長

報告が終わりました。
番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、白井 通委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

菊地 喜芳委員

番号5番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。

議案第2号、番号5番について報告します。

賃貸借により砂利採取として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、戸田自治公民館より北東へ約1.3キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、当該土地は、砂利層が多く農業機械の摩耗が著しく、耕作しても不便なため、土地改良を条件として砂利採取の依頼を受け申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地となります。

本件は、農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地で砂利採取を行う内容となっています。

雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。

周囲に防護柵等を設置し、事故を未然に防止します。

現地調査は、7月15日、午前9時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長
松本農地係長

番号5番について、事務局から補足願います。

番号5番について補足します。

本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可も

議長	必要となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日又は、砂利採取法の許可日と同日となります。以上です。 報告が終わりました。 番号５番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 喜芳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
松本 忠太委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。 番号６番について、松本 忠太委員の報告を求めます。
議長	議案第２号、番号６番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。賃貸人は、賃借の義母にあたります。 申請地は、那須塩原市立南小学校より東へ約３５０メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、賃借人は現在市内のアパートに居住しているが、手狭になり、家族に相談したところ住宅敷地の東側に建築し農作業や互いの生活をサポートするため、実家の隣接地に住宅を新築するために本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内にあるので第１種農地となります。 本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水は市の施設を利用し、汚水排水は浄化槽にて処理し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 なお、転用に先立ち農振除外が完了しております。 現地調査は、７月１４日、午前１０時５０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号６番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
月井喜美郎委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。 番号７番及び８番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。 議案第２号、番号７番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、西那須野消防署より北東へ約２００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は現在まで除草等をするだけの畑利用でした。譲受人は現在、市内に妻子と暮らしておりますが、将来両親の面倒をみるため、近くでの生活を考え、実家の隣接地に住宅建築を考えたところ、申請地が農地であることから申請に至りました。なお、今回の面積が５００平方メートルを超えておりますが、現地を確認したところ、俗にいう鰻の寝床といわれるような細長い状況であり、残地の農地としての利用がし難いことから、例外的に５００平方メートル以上となります。 申請の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満の区域内にあるので第２種農地となります。 本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上は問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に農地はないため、農地への影響はありません。

月井喜美郎委員

現地調査は、7月14日、午前10時頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
続きまして、議案第2号、番号8番について報告します。
売買により宅地分譲として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立三島小学校より北西へ約400メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲渡人は以前、申請地で水稻の作付けしておりましたが、周囲に住宅が建ち並び、四方を囲まれ環境が変化したため申請に至りました。また、譲受人は、分譲地開発に実績があり、申請地が宅地分譲地として最適であるため判断したとのことです。
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に宅地分譲をする内容となっています。
上下水は市の施設を利用し、雨水排水は地下浸透にて処理します。
周囲に農地はないため、農地への影響はありません。

議長
松本農地係長

現地調査は、7月14日、午前10時10分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
番号8番について、事務局から補足願います。
番号8番について補足します。
本件は、県農業会議 常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可も必要となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日又は、都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長

報告が終わりました。
番号7番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
次に、番号8番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》
無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

君島 良一委員

番号9番について、君島 良一委員の報告を求めます。
議案第2号、番号9番について報告します。
売買により宅地分譲として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立西那須野学校共同調理場より南へ約200メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請地は、幹線道路へのアクセスが良好で公共交通機関の利用も可能であると共に、学校、商業施設、医療機関等の生活関連施設の利便性も良く、更に良好な住環境供給が可能なことから宅地分譲をするものです。
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に宅地分譲をする内容となっています。
上下水は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。
周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。
現地調査は、7月14日、午前9時35分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

議長 松本農地係長	可相当として報告を終わります。 番号 9 番について、事務局から補足願います。 番号 9 番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可も必要となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日又は、都市計画法の許可日と同日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。 番号 9 番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 9 番については許可することに決しました。
高瀬 和夫委員	番号 10 番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。 議案第 2 号、番号 10 番について報告します。 賃貸借により店舗として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市黒磯文化会館より北へ 400 メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、当社はドラッグストア事業を営んでおり、現在北関東を中心に継続して出店店舗を増やしており、県北へ進出する出店計画を策定に至り本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第 3 種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に店舗を建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、7 月 15 日、午前 9 時 5 分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 松本農地係長	番号 10 番について、事務局から補足願います。 番号 10 番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可も必要となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日又は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。 番号 10 番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 10 番については許可することに決しました。
松本 忠太委員	番号 11 番について、松本 忠太委員の報告を求めます。 議案第 2 号、番号 11 番について報告します。 賃貸借により店舗として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原警察署三区交番西側隣接地のところに位置しています。 申請に至った経緯は、賃貸人は都内で居住し、申請地で農業はしていませんでした。今回賃借人より相談があり、ドラッグストアとしての店舗として新築するため本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある 10 ヘクタール以上の区域内にあるので第 1 種農地となります。 本件は、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、事業用地全体の面積に占める申請地の割合が 3 分の 1 を超えないため、立地基準

上問題ありません。
事業計画は、申請地に店舗を建築する内容となっています。
上水は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は雨水浸透池にて処理します。
周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。
現地調査は、7月14日、午前10時35分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号11番について、事務局から補足願います。
松本農地係長 番号11番について補足します。
本件は、都市計画法の許可も必要となることから、指令書の交付は、都市計画法の許可日の同日になります。以上です。

議長 報告が終わりました。
辻野 岩男委員 番号11番について、質疑、御意見はございますか。
松本農地係長 確認なんですけれども、10番と11番は、同じドラッグストアで、10番は常設諮問があって、11番の方は無いのはどうしてなのか教えていただきたいと思います。
まず、常設の諮問案件ついてですが、転用する農地の面積が、3,000平方メートル以上が該当になります。今回の11番につきましては、総事業面積3,664.98平方メートルの内、農地の占める面積が1,076平方メートルということで、諮問案件に該当しないということでございます。以上です。

議長 他に、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》

議長 異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。
次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する 意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松本農地係長 議案第3号について説明します。
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成することになっていることから協議があったものです。
議案書6ページが「所有権移転関係」の案件で2件、合計面積が30,532平方メートルとなります。
調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いと報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。
このことについて、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》

議長 異議なし多数と認め、議案第3号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。
次に、議案第4号「令和9年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

織田局長補佐 それでは議案第4号、説明をさせていただきます。本日お配りした別冊を御覧いただきたいと思います。
令和9年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）になります。
要望項目としては、6項目になりました。
こちらは、農業委員、推進委員に要望を出していただきまして、そちらを取りまとめ

たものになります。表紙の1から5につきましては、昨年度と同様の内容になっております。項目のみを読み上げまして、内容については説明を省略させていただきたいと思ひます。それでは、2ページ目を開いていただきたいと思ひます。

まず1つ目が「半農半X及び中小規模農家への支援・普及推進」

2つ目が「米価安定と合理的な価格形成・情報提供の強化」

3つ目が「遊休農地の解消について」

4つ目が「農業後継者の確保対策の拡充」

5つ目が「農業経営安定化のための支援拡充」

でございます。最後の6項目でございますが、こちらは今年度新たに出されたものになります。

項目が「グリーンインフラとしての水田の社会資本化と政策連携の強化」で要請の内容も読み上げさせていただきます。

水田の持つ治水、環境保全、生物多様性維持等の多面的機能は、「グリーンインフラ」として極めて高い公共性を有しています。近年、気象災害が激甚化する中、稲作は単なる食料生産の枠組みを超え、地域を守る重要な「防災インフラ」となっています。そこで、水田を道路や河川と同等の「社会資本」として明確に定義づけ、維持・保全に係る経費を確保することを要望します。併せて、「栃木県国土強靱化地域計画」や「栃木県流域治水プロジェクト」等の関連上位計画との連携を強化し、持続可能な農村環境の構築に向けた安定的な支援体制を確立するよう要望します。

という内容になっております。こちら難しい内容になっておりますが、「グリーンインフラ」を少し説明をさせていただきたいと思っております。「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土都市地域作りを進める取り組みということになっております。グリーンインフラについて少し調べさせていただきました。栃木県では、日光市で一つ事例があったようです。こちらの内容が、農地とは関りはないのですが、旧足尾町の足尾銅山を緑化活動をするというのがグリーンインフラの取り組みとして例がありました。農地でいいますと、千葉県の鴨川市で耕作放棄地を活用して農地のまま農家主体で地域に開かれた無料の公園を開園というような取り組みがあります。グリーンインフラの取り組みとしては様々な内容があるようで、栃木県としてはまだ農地と関連したものは無いようですので、こういった要望を、今回出させていただきたいと思っております。説明は以上になります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

辻野 岩男委員

これについては承知するんですけど、市に対する要望の意見等については、今後何かアクションはあるんですか。

織田局長補佐

県の要望と同時期に、市への要望も皆様をお願いをしております。そちらにつきましても取りまとめ等、運営委員会を中心に協議していきたいと思っております。また、要望の時期は、改選もありましたので、新しい体制になりましたら、決めていきたいと思ひますが、昨年と同様10月には行いたいと考えております。説明は以上になります。

議長

他に、質疑、御意見はございますか。

月井喜美郎委員

各種の要望についての異論はないですが、この受ける側でより近い可能性があるものに重点を絞って訴える方法もいいかと思ひます。先ほどグリーンインフラについても説明がありましたけど、農地に関わらずいろんな適応されているということであれば、やはりそれも他の業種についても、捉え方というか相手方の受け止め方だと思ひますが、どういったものか確認されて、要望を絞っていくというのも良いのかなと思ひます。よろしく願ひします。

議長

これは県に対する要望なんですけど、県の要望は、栃木県の会長が要望書を持って栃木県に提出します。農業委員会だけではなく、酪農や農業士や漁業組合などいろいろな各専門分野から要望が出ます。回答書というのは県の場合は出ません。ただ受けますというだけなんです。回答はございません。

月井喜美郎委員

皆さん苦勞して要望書を作成しているわけなので、その伝わり方が明確になればいい

議長	なと思います。 機会があれば、そのように、回答が出るように進めていければと思います。 他に、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。
松本農地係長	次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	報告第1号会長専決処分の報告について説明いたします。
	追加資料8ページをご覧ください。
	県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の答申があったものについて、6月中に会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が1件で、砂利採取法の許可日と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。
	このことについて、御意見ございますか。
	《特に意見なし》
議長	意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。
	次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。
織田局長補佐	事務局の説明を求めます。
	報告第2号農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。
	追加資料9ページをご覧ください。
	この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。
	6月の届出の状況につきまして御報告するものです。
	6月は相続等を原因とした権利移動の届出を7件受理いたしました。
議長	いずれも相続等後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
	報告が終わりました。
	このことについて、御意見ございますか。
	《特に意見なし》
	意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。
	以上で全ての議事が終了いたしました。
	慎重にご審議いただきありがとうございました。
	これをもって、那須塩原市農業委員会第38回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

10番

議席番号

11番
